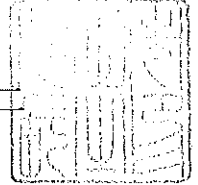


4福高第8113号
令和5年1月13日
(2023年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後藤 圭二



故人に係る自己情報開示等請求について (諮問)

吹田市個人情報保護条例第14条第4項の規定に基づき、下記の事項について諮問
します。

記

故人に係る自己情報開示等請求について

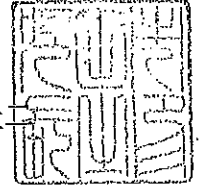
故人に係る自己情報開示等請求について

<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>故人に係る自己情報開示等請求について (吹田市個人情報保護条例第 14 条第 4 項)</p>
<p>2 対象業務</p>	<p>故人に係る自己情報開示等請求受付業務</p>
<p>3 案件概要及び 審議に諮る理由等</p>	<p>本市個人情報保護条例第 14 条第 1 項は、何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる旨を規定しています。</p> <p>また、同条第 3 項では、本人が死亡している場合にあっては、当該本人の遺族（当該遺族が未成年者又は成年被後見人である場合は、当該未成年者又は成年被後見人の法定代理人を含む。）は、開示請求をすることができるとしています。その遺族の範囲は、第 4 項において、本人の配偶者、子又は父母とし、例外規定として、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、適当と認める者については、この限りでないとしています。</p> <p>このたび、条例に規定する遺族の範囲に含まれない孫から、亡き祖母を本人とする自己情報の開示請求を行いたい旨の申出があったため、条例第 14 条第 4 項の規定に基づき審議会の意見を聴くものです。</p> <p>(請求に係る自己情報の内容) 要介護認定等に係る個人情報 ・ 認定調査票 ・ 主治医意見書 ・ 介護認定審査会資料</p> <p>(亡き祖母を本人とする自己情報の開示請求を行いたい理由) 別添資料のとおり</p>
<p>4 担当室課</p>	<p>福祉部 高齢福祉室</p>

4 市 総 第 5162 号
令和 4 年 1 2 月 1 5 日
(2022 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後藤 圭



個人情報保護法の改正に伴う吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（案）
の策定について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第 38 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問
します。

記

吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（案）の策定について

吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（案）の策定について

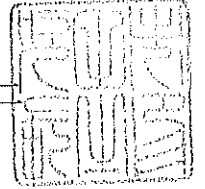
<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（案）（以下「管理要領」という。）の策定について (吹田市個人情報保護条例第38条第2項)</p>
<p>2 対象事項</p>	<p>「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。令和5年4月1日施行）の規定による市の保有個人情報の取扱いに係る安全管理措置に係る要領（案）の策定</p>
<p>3 対象事項の概要</p>	<p>1 策定の根拠 法第66条第1項 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 策定に当たって (1)国の事務対応ガイドに示された「(別添)行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（以下「指針」という。別添のとおり）や、国で先行して策定された保有個人情報等保護管理規程等を参考としました。 (2)管理要領（素案）の規定と、本市情報セキュリティポリシー（別添のとおり）に規定する内容の整合を図るため、行政経営部情報政策室との間で確認作業を行いました。</p> <p>3 特定個人情報の取扱いとの関係 <small>マイナンバー</small> 本市では、平成27年11月に吹田市特定個人情報の適正な取扱いに関する指針を制定し、特定個人情報の安全管理措置を講じています。本件管理要領策定後においても、引き続き、特定個人情報に係る指針に基づいて特定個人情報を取り扱います。 市が保有する個人情報の適切な管理を行うための本件管理要領には、特定個人情報も含まれますので、先行して策定された国の機関の保有個人情報等保護管理規程等を参考とし、必要とする部分の規定に、特定個人情報の取扱いに係る内容を加えています。（別添参考資料のとおり）</p> <p>4 管理要領（素案）の概要 行政機関の長等が講じなければならない「安全管理のために必要かつ適切な措置」とは、組織的安全管理措置（組織体制の整備等）、人的安全管理措置（従事者の教育）、物理的安全管理措置（個人情報を取り扱う区域の管理等）、技術的安全管理措置（アクセス制御等）、外的環境の把握（保有個人情報が取り扱われる外国の特定等）、保有個人情報の適切な取扱い（保有個人情報等の提供及び業務の委託、安全管理上の問題への対応、監査及び点検の実施）等です。</p>

4 審議に諮る理由	法の規定により保有個人情報に係る安全管理措置を講じることは、本市における個人情報保護制度を適正に運用していく上での重要事項に当たるため
5 今後の予定	<p>管理要領（案）についての答申結果を基に、市の内部手続きを経て、管理要領を策定します。</p> <p>策定後は、管理要領の周知徹底を図るため、今年度中に職員等に向けた研修を実施します。</p>
6 管理要領施行日	<p>令和5年(2023年)4月1日を予定 (法及び法施行条例の施行期日と同じとします。)</p>
7 担当室課	市民部 市民総務室

4 市 総 第 5175 号
令 和 5 年 1 月 6 日
(2023 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後藤 圭二



吹田市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（素案）の策定について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第 38 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問
します。

記

吹田市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（素案）

吹田市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（素案）の策定について

<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>吹田市における個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に基づく処分に係る審査基準（素案）（以下「審査基準」という。）の策定について (吹田市個人情報保護条例第 38 条第 2 項)</p>
<p>2 諮問事項の概要</p>	<p>1 策定の根拠 審査基準とは、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準のことをいいます。 個人情報の保護に関する法律に基づき、〇〇〇〇の情報を開示してほしいという開示請求等に対して、全部開示や部分開示等の決定を行うことは、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであり、同法第 5 条の規定に基づき、審査基準を策定し、公表する必要があるものです。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (参考) 行政手続法（平成五年法律第八十八号） 第二章 申請に対する処分 (審査基準) 第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。 </p> <p>2 策定に当たって 国が示すガイドライン及び事務対応ガイドの記載や、個人情報保護委員会をはじめとする国の機関が先行して策定している審査基準を参考としました。</p> <p>3 審査基準の概要 第 1 開示決定等の審査基準 第 2 保有個人情報該当性に関する判断基準 第 3 不開示情報該当性に関する判断基準 1 開示請求者に関する情報（法第 78 条第 1 項第 1 号）についての判断基準 2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第 78 条第 1 項第 2 号）についての判断基準</p>

	<p>3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第1項第3号）についての判断基準</p> <p>4 審議、検討等に関する情報（法第78条第1項第6号）についての判断基準</p> <p>5 事務又は事業に関する情報（法第78条第1項第7号）についての判断基準</p> <p>第4 部分開示に関する判断基準</p> <p>第5 裁量的開示に関する判断基準</p> <p>第6 保有個人情報存否に関する情報に関する判断基準</p> <p>第7 訂正決定等の審査基準</p> <p>第8 利用停止決定等の審査基準</p>
3 審議に諮る理由	吹田市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（素案）を策定することは、本市における個人情報保護制度を適正に運用していく上での重要事項に当たるため
4 今後の予定	<p>R5.1.26～R5.2.24 意見提出手続きの実施</p> <p>募集期間終了後 結果の公表</p> <p>R5.4.1 施行・公表</p>
5 審査基準施行日	令和5年(2023年)4月1日を予定 (法及び法施行条例の施行期日と同じとします。)
6 担当室課	市民部 市民総務室